明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○民事訴訟法等の一部を改正する法律（四八）　七
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（四九）　七
○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（五〇）　七
○国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（五一）　七
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（五二）　七
〔政　令〕
○予防接種法施行令の一部を改正する政令（一九七）　七
○南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（一九八）　七
〔省　令〕
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**法務**三一）　七
○予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（**厚生労働**八八）　八
○自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令（**国土交通**四六）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　一〇二
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇二
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　一三四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三五
会社その他
会社決算公告　一三五

本号で公布された法令のあらまし

◇民事訴訟法等の一部を改正する法律（法律第四八号）（法務省）

一　民事訴訟法の一部改正関係

1　映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論等

映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論に関する規定等を設けることとした。（第八七条の二関係）

2　訴訟記録の閲覧等

電磁的訴訟記録の閲覧等に関する規定等を設けるとともに、秘密保護のための閲覧等の制限に関する規定等を改めることとした。（第九一条～第九二条関係）

3　送達

電磁的記録の送達に関する規定を設けるとともに、公示送達に関する規定等を改めることとした。（第一〇〇条、第一〇九条～第一〇九条の四、第一一一条及び第一一二条関係）

4　電子情報処理組織による申立て等

電子情報処理組織による申立て等に関する規定を改めるとともに、電子情報処理組織による申立て等によらなければならない場合に関する規定等を設けることとした。（第一三二条の一〇～第一三二条の一三関係）

5　申立人の住所、氏名等の秘匿

申立人の住所、氏名等を秘匿する決定をすることができることとし、これに関する規定を設けることとした。（第九二条及び第一三三条～第一三三条の四関係）

6　口頭弁論

口頭弁論に係る電子調書の作成等に関する規定を設けるとともに、通訳人に関する規定等を改めることとした。（第一五一条、第一五四条、第一六〇条及び第一六〇条の二関係）

7　争点及び証拠の整理手続

音声の送受信による通話の方法による弁論準備手続に関する規定及び書面による準備手続に関する規定等を改めることとした。（第一七〇条、第一七一条及び第一七五条～第一七六条の二関係）

8　証人尋問

映像と音声の送受信による通話の方法による証人尋問に関する規定及び尋問に代わる書面の提出に関する規定等を改めることとした。（第二〇三条、第二〇四条及び第二〇五条関係）

9　電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ

電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する規定を設けることとした。（第二三一条の二及び第二三一条の三関係）

10　判決

判決書の作成に関する規定等を改めることとした。（第二五二条～第二五七条関係）

11　法定審理期間訴訟手続に関する特則

裁判所は、当事者の双方の申出等に基づき、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をする旨の決定をすることとし、当該手続に関する規定を設けることとした。（第三八一条の二～第三八一条の八関係）

12　その他の改正

当事者、訴訟費用、訴訟手続、訴えの提起前における証拠収集の処分等、訴え、口頭弁論及びその準備、証拠、裁判によらない訴訟の完結、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則、控訴、再審、手形訴訟及び小切手訴訟に関する特則、少額訴訟に関する特則並びに督促手続に関する規定を改めることとした。（第四五条、第七一条、第七九条、第八九条、第九二条の二、第九二条の八、第九三条、第九四条、第九七条、第一二八条、第一三二条の二～第一三二条の七、第一三七条の二、第一六一条～第一六三条、第一八五条～第一八七条、第二一五条の三、第二一八条、第二二七条、第二三二条の二、第二三五条、第二六一条、第二六四条、第二六七条、第二六七条の二、第二七七条の二、第二七八条、第二八〇条、第二八五条、第三三八条、第三五二条、第三五七条、第三七八条、第三八七条、第三八八条、第三九七条及び第三九九条関係）

二　民事訴訟費用等に関する法律の一部改正関係

訴えの提起の手数料の額及び納付方法等に関する規定を改めることとした。（第三条、第八条、第一一条及び別表第二関係）